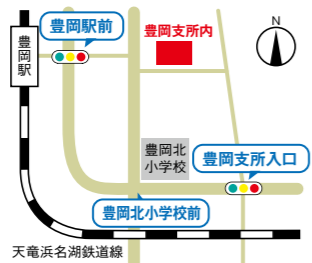


■各地域包括支援センターへのお問い合わせは・・・

担当地域の包括支援センターにご相談ください。

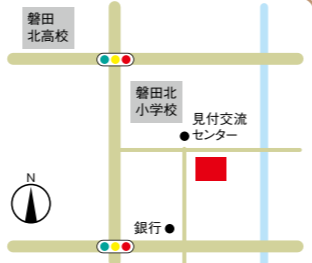
**豊岡地域  
包括支援センター**

(豊岡中学校区)  
下野部48  
豊岡支所1階  
電話：0539-63-0500



**城山・向陽地域  
包括支援センター**

(城山・向陽中学校区)  
見付2510-4  
見付交流センター駐車場内  
電話：0538-36-4865



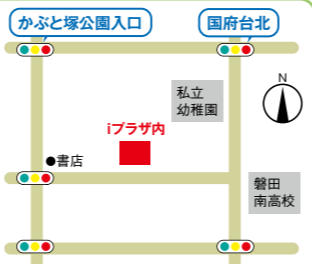
**豊田地域  
包括支援センター**

(豊田・豊田南中学校区)  
上新屋304  
アミューズ豊田内  
電話：0538-36-1300



**中部地域  
包括支援センター**

(磐田第一・神明中学校区)  
国府台57-7  
iプラザ1階  
電話：0538-37-1060



**南部地域  
包括支援センター**

(南部中学校区)  
上大之郷51  
磐田市急患センター1階  
電話：0538-36-8900



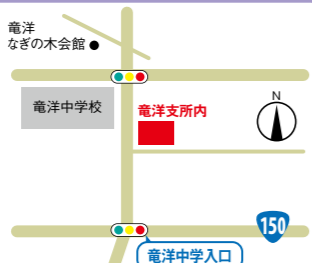
**福田地域  
包括支援センター**

(福田中学校区)  
福田400  
福田支所1階  
電話：0538-58-3242



**竜洋地域  
包括支援センター**

(竜洋中学校区)  
岡729-1  
竜洋支所1階  
電話：0538-66-9221



**センター開所時間**

月～金曜日  
午前8時30分～午後5時15分  
※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

■磐田市へのお問い合わせは・・・

課名	電話番号	FAX番号
磐田市高齢者支援課	0538-37-4769 (介護保険グループ)	0538-37-6495
	0538-37-4869 (事業給付グループ)	
磐田市福祉政策課	0538-37-4831 (地域包括ケア推進グループ)	
福田支所市民生活課	0538-58-2374	0538-55-2110
竜洋支所市民生活課	0538-66-9109	0538-66-9120
豊田支所市民生活課	0538-36-3150	0538-34-2496
豊岡支所市民生活課	0539-63-0037	0539-63-0031

**介護サービス情報公表システム(厚生労働省ホームページ)**

介護事業所(デイサービス・ホームヘルプサービス・特別養護老人ホームなど)や、サービス付き高齢者向け住宅などの検索が簡単にできます。

介護 公表 検索



介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

みんなのあんしん

令和6年  
発行版

**介護保険**

わかりやすい利用の手引き



磐田市

# 介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とすることで、介護が必要な方は、費用の一部を負担するだけでさまざまな介護サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにしていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

※今後の制度改正等により、内容の一部が変更になる場合があります。

## マイナンバー制度について

各種申請や届け出には、原則として、マイナンバー（個人番号）の記入が必要です。窓口では本人確認のため、マイナンバーの確認と身元確認を行います。

### ◆マイナンバーの確認には次のいずれかが必要

- ・個人番号カード
- ・通知カード（記載内容に変更のないもの）
- ・個人番号が記載された住民票 等

### ◆身元確認には次のいずれかが必要

- ・個人番号カード
  - ・運転免許証
  - ・パスポート 等の写真つきの身分証明書
- 写真がない身分証明書の場合は2種類が必要。

※個人番号カードは、マイナンバーの確認と身元確認の両方ができます。

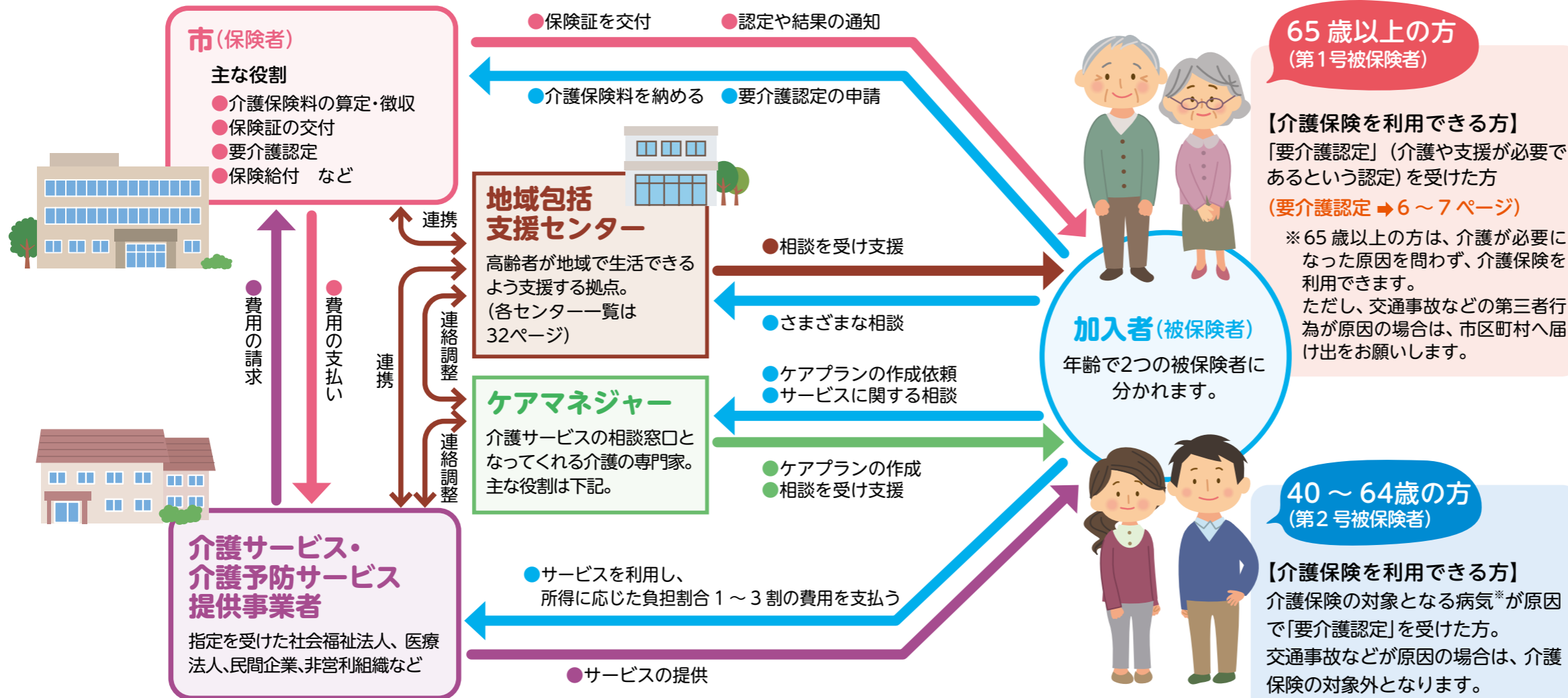


## もくじ

介護保険制度のしくみ	4
住み慣れた地域でいつまでも元気に	4
サービス利用の手順	6
サービス利用の流れ①	6
要介護認定の流れ	6
サービス利用の流れ②	8
介護サービス【要介護1～5の方へ】	10
介護サービス（居宅サービス）の種類と費用のめやす	10
介護予防サービス【要支援1・2の方へ】	14
介護予防サービスの種類と費用のめやす	14
地域支援事業（総合事業）	17
自分らしい生活を続けるために	17
地域密着型サービス	20
住み慣れた地域で受けるサービス	20
福祉用具貸与・購入、住宅改修	22
生活環境を整えるサービス	22
施設サービス【要介護1～5の方へ】	24
施設サービスの種類と費用のめやす	24
費用の支払い	25
施設サービスを利用したときの費用	25
自己負担限度額と負担の軽減	26
介護保険料の決まり方・納め方	28
社会全体で介護保険を支えています	28

# 住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、保険料を納めます。運営は市で行っています。



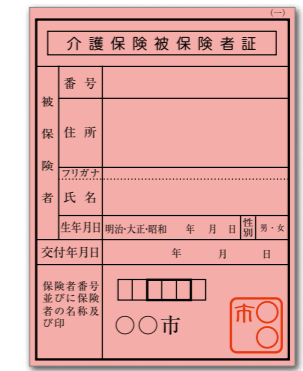
## 介護保険証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

**65歳以上の方は**  
 65歳になる月までに全員に交付されます。

**40～64歳の方は**  
 認定を受けた方に交付されます。

**【保険証が必要なとき】**  
 ・要介護認定を申請(更新)するとき  
 ・ケアプランを作成するとき  
 ・介護保険サービスを利用するとき など

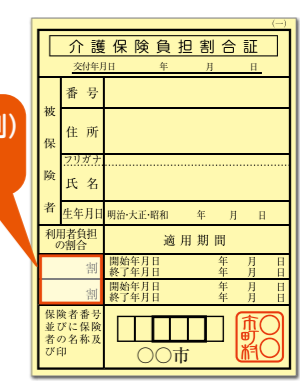


## 負担割合証

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合(1～3割)を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。

※負担割合に関して、詳しくは10ページ。

**【負担割合証が必要なとき】**  
 ・介護保険サービス等を利用するとき  
**【有効期限】** 1年間(8月1日～翌年7月31日)



負担割合(1～3割)が記載されます。

介護保険の保険証、負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

### 「地域包括支援センター」とは？

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。  
 →問い合わせ先は32ページ。

### 【主にどんなことをするの？】

- 高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉、健康や医療に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

### 「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

### 【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行 ●ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

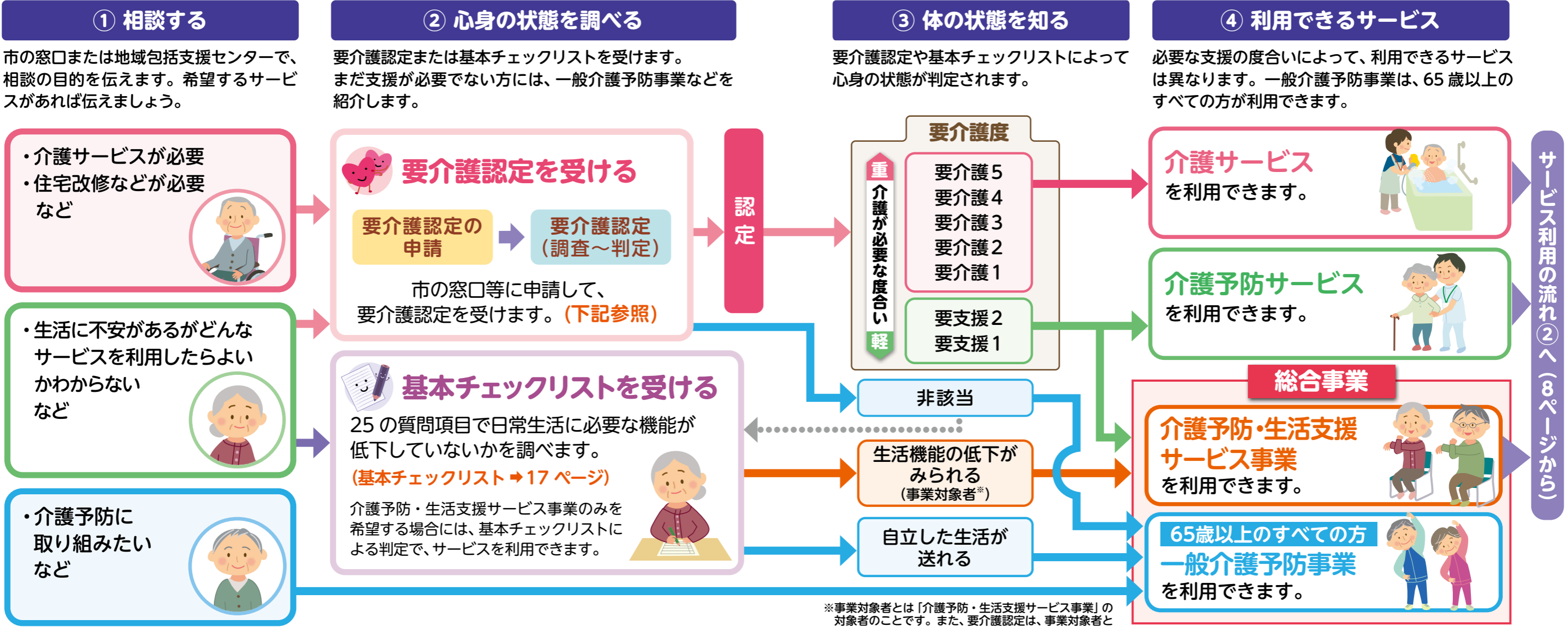
ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



介護保険制度のしくみ  
 サービス利用の手順  
 介護サービスの提供  
 介護予防サービス  
 (総合事業)  
 地域支援事業  
 (総合事業)  
 地域密着型サービス  
 福祉用具貸与・購入、住宅改修  
 施設サービス  
 費用の支払い  
 介護保険料の決め方

# サービス利用の流れ ①

介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まず、市の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

介護サービス

介護予防サービス

地域支援事業(総合事業)

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

施設サービス

費用の支払い

決まり方・納め方  
介護保険料の方

サービス利用の流れ②へ(8ページから)

## 要介護認定の手続

介護(予防)サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

**① 要介護認定の申請**

申請の窓口は市の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設

**申請に必要なもの**

- ✓申請書  
市の窓口にあります。
- ✓介護保険証(65歳以上の方)
- ✓医療保険証

申請書には主治医の医療機関名を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

**② 要介護認定(調査～判定)**

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

- 訪問調査  
市の介護認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取る。
- 主治医の意見書  
申請者(本人または家族)の依頼により主治医が意見書を作成。(磐田市の場合)
- 一次判定  
訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行う。
- 二次判定(認定審査)  
一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。

# サービス利用の流れ ②

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業対象者は地域包括支援センター

事業者、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。また、要支援1・2または、介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業者に連絡します。

要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい  
自宅を中心に利用する  
**介護サービス**の種類  
(P.10～)



## ① 居宅介護支援事業者に連絡します

- 市が発行する事業者一覧のなかから**居宅介護支援事業者**（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。



## ② ケアプラン<sup>※1</sup>を作成します

- 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



## ③ サービスを利用します

- サービス事業者と**契約<sup>※2</sup>**します。
- ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。



介護保険施設へ入所したい  
**施設サービス**  
(P.24)



## ① 介護保険施設に連絡します

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



## ② ケアプラン<sup>※1</sup>を作成します

- 入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

## ③ サービスを利用します

- ケアプランにそって介護保険の**施設サービス**を利用します。



要支援1・2の方

## ① 地域包括支援センターまたは、介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業者に連絡します(P.32)

- 介護予防サービス**の種類 (P.14～)
- 介護予防・生活支援サービス事業**について (P.18)

## ② 職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員等と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

## ③ 介護予防ケアプラン<sup>※1</sup>を作成します

- 地域包括支援センターの職員等と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

## ④ サービスを利用します

- サービス事業者と**契約<sup>※2</sup>**します。
- 介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス** および **介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。



介護予防・生活支援サービス事業対象者

## ① 地域包括支援センターに連絡します (P.32)

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。
- 介護予防・生活支援サービス事業**について (P.18)



## ② 職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

## ③ ケアプラン<sup>※1</sup>を作成します

- 地域包括支援センター等の職員と相談しながらケアプランを作成します。

## ④ サービスを利用します

- サービス事業者と**契約<sup>※2</sup>**します。
- ケアプランにそって**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。



※1 ケアプランとは、どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書のことです。ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

介護サービス

介護予防サービス

地域支援事業 (総合事業)

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

施設サービス

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

# 介護サービス（居宅サービス）の種類と費用のめやす

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に  
これらのサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

※費用は施設の体制などによって異なります。 ※ **地域密着型サービス** については20・21ページをご覧ください。  
※自己負担のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。

※自己負担は1～3割です。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやす**として掲載しています。

## 介護保険サービスの自己負担割合

所得区分	自己負担割合
右の①②の両方を満たす方 ① 65歳以上で本人の合計所得金額が220万円以上 ② 本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額が ◆ 1人の場合340万円以上 ◆ 2人以上の場合、合わせて463万円以上	3割
右の①②の両方を満たす方で3割負担とならない方 ① 65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上 ② 本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額が ◆ 1人の場合280万円以上 ◆ 2人以上の場合、合わせて346万円以上	2割
2割負担、3割負担の対象とならない方(64歳以下の方、本人の合計所得金額が160万円未満の方等)	1割

## ケアプランの作成・サービス利用についての相談

きょたくかいごしえん  
**居宅介護支援**

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。



ケアプランの作成および相談は**無料**です。(全額を介護保険で負担します)

## 納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



## 日常生活の手助けをしてもらう

ほうもんかいご  
**訪問介護【ホームヘルプサービス】**

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

### 〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

### 〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など



自己負担(1割)のめやす

身体介護 中心	20分～30分未満	244円
	30分以上1時間未満	387円
生活援助 中心	20分～45分未満	179円
	45分以上	220円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回)	97円
-------------	-----

❗ 以下のサービスは、介護保険の対象外です

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 来客の応対
- 草むしり・花の手入れ
- 模様替え
- 洗車 など

## 自宅を訪問してもらう

ほうもんにゅうよくかいご  
**訪問入浴介護**

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。



自己負担  
(1割)のめやす

1回	1,266円
----	--------

ほうもん  
**訪問リハビリテーション**

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。



自己負担  
(1割)のめやす

1回	令和6年5月まで 307円	令和6年6月から 308円
----	------------------	------------------

## 介護サービス（居宅サービス）の種類と費用のめやす

### お医者さんの指導のもとでの助言・管理

#### きょたくりょうようかんりしどう 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす  
【単一建物居住者1人に行う場合】

	令和6年 5月まで	令和6年 6月から
医師の場合(月2回まで)	514円	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円	362円
管理栄養士の場合(月2回まで)	544円	545円

#### ほうもんかんご 訪問看護

看護師等が生活の場へ訪問して、看護ケアを提供し、自立への援助や療養生活を支援します。



自己負担(1割)のめやす

		令和6年 5月まで	令和6年 6月から
病院・診療所から	20分～30分未満	398円	399円
	30分～1時間未満	573円	574円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	470円	471円
	30分～1時間未満	821円	823円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

### 施設に通う

#### つうしょかいご 通所介護【デイサービス】

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす  
【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	658円	要介護4	1,023円
要介護2	777円	要介護5	1,148円
要介護3	900円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。  
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。  
・個別機能訓練 56円／1日  
・栄養改善 200円／1回  
・口腔機能向上 150円／1回 など

#### つうしょ 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

自己負担(1割)のめやす  
【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

	令和6年5月まで	令和6年6月から
要介護1	757円	762円
要介護2	897円	903円
要介護3	1,039円	1,046円
要介護4	1,206円	1,215円
要介護5	1,369円	1,379円

※食費、日常生活費は別途負担となります。  
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。  
・栄養改善 200円／1回  
・口腔機能向上 150円／1回 など



### 「共生型サービス」について

※磐田市にはありません。

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。例えば、障がい福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供できるようになり、障がいをお持ちの方が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービスが受けられます。

【対象サービス】 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 等

※自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

### 短期間施設に泊まる

#### たんきにゅうしょせいかつかいご 短期入所生活介護 【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	704円	603円	603円
要介護2	772円	672円	672円
要介護3	847円	745円	745円
要介護4	918円	815円	815円
要介護5	987円	884円	884円

#### たんきにゅうしょりょうようかいご 短期入所療養介護 【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	836円	753円	830円
要介護2	883円	801円	880円
要介護3	948円	864円	944円
要介護4	1,003円	918円	997円
要介護5	1,056円	971円	1,052円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。  
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

【居室の違い】 ●従来型個室：共同生活室(リビングスペース)を併設していない個室  
●多床室：定員2人以上の個室ではない居室  
●ユニット型個室：共同生活室(リビングスペース)を併設している個室  
●ユニット型個室的多床室：ユニット型個室に準じた完全な個室ではない居室。  
【ユニット型準個室】から名称が変更されました。

### 施設に入っている方が利用する介護サービス

#### とくていしせつにゅうきょしゃせいかつかいご 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【包括型(一般型)】

要介護1	542円	要介護4	744円
要介護2	609円	要介護5	813円
要介護3	679円		

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。  
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

その他  
のサービス  
地域密着型サービス…………… 20・21 ページ  
福祉用具貸与・購入、住宅改修…………… 22・23 ページ

# 介護予防サービスの種類と費用のめやす



介護予防サービスは、**状態の改善と悪化の予防を目的**としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

※費用は施設の体制などによって異なります。

※**地域密着型サービス**については20・21ページをご覧ください。

※自己負担は1～3割です（負担割合については10ページ）。

本冊子は**自己負担1割の費用をめやす**として掲載しています。

※自己負担のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

総合事業の開始にともなって、介護予防サービスの「訪問介護」、「通所介護」は、「介護予防・生活支援サービス事業」に移行しました。要支援1・2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型や通所型のサービスを利用することができます。

## 介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

### かいごよぼうしえん 介護予防支援

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

#### 変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)



介護予防ケアプランの作成および相談は**無料**です。(全額を介護保険で負担します)

## 自宅を訪問してもらう

### かいごよぼうほうもんにゆうよくかいご 介護予防訪問入浴介護

浴室がない場合や浴室の利用が難しい場合に入浴のお手伝いのサービスを受けられます。



自己負担(1割)のめやす

1回	856円
----	------

### かいごよぼうほうもん 介護予防訪問リハビリテーション

専門家に訪問してもらい、利用者が自分で行える体操やリハビリなどの指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	令和6年5月まで 307円	令和6年6月から 298円
----	---------------	---------------

## お医者さんの指導のもとでの助言・管理

### かいごよぼうきょたくりょうようかんりしどう 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす  
【単一建物居住者1人に行う場合】

	令和6年5月まで	令和6年6月から
医師の場合(月2回まで)	514円	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円	362円

### かいごよぼうほうもんかんご 介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを受けます。

自己負担(1割)のめやす

		令和6年5月まで	令和6年6月から
病院・診療所から	20分～30分未満	381円	382円
	30分～1時間未満	552円	553円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	450円	451円
	30分～1時間未満	792円	794円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

## 施設に通う

### かいごよぼうつうしょ 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。

#### 基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

	令和6年5月まで	令和6年6月から
要支援1	2,053円	2,268円
要支援2	3,999円	4,228円

※食費、日常生活費は別途負担となります。  
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。  
・栄養改善 200円/月  
・口腔機能向上 150円/月 など



## 介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。実際、要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。できることはなるべく自分で行い、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができます。



介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

介護サービス

介護予防サービス

地域支援事業(総合事業)

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

施設サービス

費用の支払い

決まり方・納め方  
介護保険料の方



## 介護予防サービスの種類と費用のめやす

※自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

### 短期間施設に泊まる

#### かいごよぼうたんきにゅうしょせいかつかいご 介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	529円	451円	451円
要支援 2	656円	561円	561円



#### かいごよぼうたんきにゅうしょりょうようかいご 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	624円	579円	613円
要支援 2	789円	726円	774円



※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

### 施設に入っている方が利用する介護サービス

#### かいごよぼうとくていしせつにゅうきょしゃせいかつかいご 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)】

要支援 1	183円
要支援 2	313円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



その他	地域密着型サービス……………	20・21 ページ
のサービス	福祉用具貸与・購入、住宅改修……………	22・23 ページ

## 地域支援事業(総合事業)

# 自分らしい生活をするために

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

### 総合事業

#### 介護予防・生活支援サービス事業

●訪問型サービス ●通所型サービス ●生活支援サービス

#### 対象者

- ・要支援1・2の認定を受けた方
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方
- ・65歳以上の方で、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

#### 一般介護予防事業

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるような事業など

#### 対象者

- ・65歳以上のすべての高齢者が対象

### 総合事業のポイント

- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス**と**介護予防・生活支援サービス事業**を利用できます。
- 介護予防・生活支援サービス事業**のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。(要介護認定は不要です)

### 基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかわかります。

#### 基本チェックリスト(一部抜粋)

<input type="checkbox"/> 階段を手すりや壁を伝わらずに昇っていますか
<input type="checkbox"/> 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか
<input type="checkbox"/> 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
<input type="checkbox"/> 週に1回以上は外出していますか
<input type="checkbox"/> 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまふことがあります。いつまでも自分らしい生活をするためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。

生活機能の低下が気になったら早めに地域包括支援センターに相談しましょう。



## 介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者** ①要支援1・2の方  
②基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方  
(事業の対象者は要支援相当の方を想定しています)

このサービスは、対象となる方の自立支援を目的に介護支援専門員（ケアマネジャー）と話し合っ作成したケアプランを基に利用します。

下表の利用料は自己負担が1割の方の月額（めやす）を掲載しています。

### 訪問型サービス (ホームヘルプ)

#### ○訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが訪問し、身体介護（食事や入浴の介助等）や生活援助（買い物・調理・掃除・ごみ出し等）を行います。

週に1回程度の利用	1,176円
週に2回程度の利用	2,349円
週に2回程度を超える利用	3,727円

#### ○家事援助サービス

磐田市が定めた研修を修了した家事援助ヘルパーが訪問し、生活援助（買い物・調理・掃除・ごみ出し等）を行います。

週に1回程度の利用	899円
週に2回程度の利用	1,796円
週に2回程度を超える利用	2,850円

#### ○いきいきライフ (訪問型サービスC)

利用者のご自宅で、3カ月間集中的に身体の状態や生活環境に応じた運動・栄養・口腔各分野の専門的指導を受けることでフレイルからの改善を目指します。

### 通所型サービス (デイサービス)

#### ○通所介護相当サービス

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。

週に1回程度の利用	1,798円
週に2回程度の利用	3,621円

#### ○いきいきデイサービス

比較的心身の状況が安定している方を対象として、心身機能の維持向上のための体操や、レクリエーション、趣味の活動などを行い、介護予防を図ります。

週に1回程度の利用	1,276円
週に2回程度の利用	2,570円

#### ○いきいきトレーニング (通所型サービスC)

施設等で、3カ月間集中的に身体の状態や生活環境に応じた運動・栄養・口腔各分野の専門的指導を受けることでフレイルからの改善を目指します。

## 一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための事業です。

**対象者** 65歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方

行って  
みよう

### いきいき百歳体操

「座る・立つ・歩く・横になる・起き上がる」など、普段の生活に必要な筋力を使う体操です。

交流センターや公会堂を会場にして、毎週1回行っています。

日時や場所は、健康増進課へお問い合わせください。

☎ 健康増進課 ☎ 0538-37-2013

## その他の健康づくりや地域の支え合い

### まちの保健室

地区の担当保健師が各地区の交流センターで、健康に関する相談などを行います。

☎ 健康増進課 ☎ 0538-37-2013

### 高齢者ふれあいサロン

家の中だけで過ごしがちな高齢者の仲間づくりや生きがいづくり、介護予防などを目的として、地域の住民が主体となって運営される「通いの場」です。

☎ 磐田市社会福祉協議会 ☎ 0538-37-9617

### シニアクラブ

地域で生きがいづくりや健康づくりの活動を行う自主的な団体です。興味のある方は、地元のシニアクラブまたは事務局へご連絡ください。

☎ 磐田市社会福祉協議会 ☎ 0538-37-9617

### せいかつ応援倶楽部

日常生活での「ちょっとした困りごと」（公的サービスではまかないきれないこと）を地域住民が主体となって「助け合う」生活支援活動です。

☎ 磐田市社会福祉協議会 ☎ 0538-37-9617

ほかにも、地域で支え合うための様々な活動が行われています。詳しくは、磐田市社会福祉協議会、または各地域包括支援センターまでお問い合わせください。

## 磐田市見守りネットワーク事業

地域住民、金融機関、企業等が参加しているネットワーク事業です。高齢者などの異変に気付いたら、市や地域包括支援センターへ連絡が入り、必要な対応を行います。

☎ 福祉政策課 ☎ 0538-37-4831

## 認知症高齢者等支援

### いわた認知症ハンドブック(認知症ケアパス)

認知症を正しく知ってもらい、早期に相談・受診するために、認知症の症状の説明や対処方法、相談先などを掲載したパンフレットです。

電子版は

こちらから▶



福祉政策課、各地域包括支援センターに設置していますのでご利用ください。

### 見守りオレンジシール

認知症、認知機能の低下により、行方不明になる可能性がある高齢者などを対象に、見守りオレンジシールを配布しています。情報（住所、氏名、特徴等）を事前に登録することにより、行方不明時の早期発見・早期対応につなげます。



磐田市 登録番号が書かれたオレンジ色のシール

磐田市 000

### 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症などにより、日常生活の中で法律上の損害賠償責任を負った場合、その責任を補償する保険に市が契約者となり加入します。

●見守りオレンジシールの登録と保険の受付は、地域包括支援センターで行っています。まずは、お近くのセンターへ相談をお願いします。

☎ 福祉政策課 ☎ 0538-37-4831

# 住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。(サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります)

- ※基本的には利用者は事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。
- ※費用は施設の体制などによって異なります。
- ※自己負担は1～3割です(負担割合については10ページ)。
- ※本冊子は、**自己負担1割の費用をめやす**として掲載しています。
- ※自己負担のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

## 24時間対応の訪問サービス

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。24時間365日対応可能な、在宅でのサービスを受けられます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす  
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用	夜間のみ利用
要介護1	5,446円	7,946円	基本対応 989円
要介護2	9,720円	12,413円	
要介護3	16,140円	18,948円	
要介護4	20,417円	23,358円	
要介護5	24,692円	28,298円	

※要支援の方は利用できません。



## 認知症の方向けのサービス

### 認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【7～8時間未満の利用の場合】

要支援	要介護
要支援1: 861円	要介護3: 1,210円
要支援2: 961円	要介護4: 1,319円
要介護1: 994円	要介護5: 1,427円
要介護2: 1,102円	

※食費、日常生活費は別途負担となります。



### 認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)

【グループホーム】

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【2ユニットの事業所の場合】

要支援	要介護
要支援2: 749円	要介護3: 812円
要介護1: 753円	要介護4: 828円
要介護2: 788円	要介護5: 845円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。  
※要支援1の方は利用できません。

## 通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

### 小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす  
【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要支援	要介護
要支援1: 3,450円	要介護3: 22,359円
要支援2: 6,972円	要介護4: 24,677円
要介護1: 10,458円	要介護5: 27,209円
要介護2: 15,370円	

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

### 看護小規模多機能型居宅介護 【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす  
【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要介護	要介護
要介護1: 12,447円	要介護4: 27,766円
要介護2: 17,415円	要介護5: 31,408円
要介護3: 24,481円	

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。

## 地域の小規模な施設に移り住んで受ける介護サービス

### 地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護3	828円	745円	745円
要介護4	901円	817円	817円
要介護5	971円	887円	887円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。  
※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

※磐田市にはありません。

### 地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護	要介護
要介護1: 546円	要介護4: 750円
要介護2: 614円	要介護5: 820円
要介護3: 685円	

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。

※磐田市にはありません。

## 小規模な施設の通所介護サービス

### 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす  
【7～8時間未満の利用の場合】

要介護	要介護
要介護1: 753円	要介護4: 1,172円
要介護2: 890円	要介護5: 1,312円
要介護3: 1,032円	

※食費、日常生活費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

介護サービスの種類

介護予防サービス

地域支援事業(総合事業)

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

施設サービス

費用の支払い

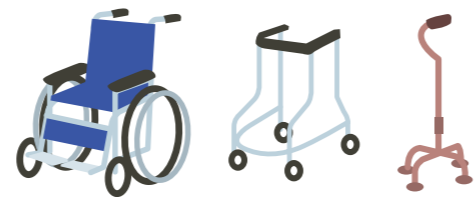
決まり方納め方の介護保険料

# 生活環境を整えるサービス

## 自立した生活をするための福祉用具を借りる

### 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対象となります。  
要介護度によって利用できる用具が異なります。



- = 利用できる。
- ✕ = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
・手すり(工事をともなわないもの) ・歩行器	○	○	○
・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・特殊寝台 ・体位変換器 ・移動用リフト	✕	○	○
・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台付属品 ・認知症老人徘徊感知機器		○	○
・床ずれ防止用具		○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

### 適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。  
・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。  
・事業者には、貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示すことや、全国平均価格とその事業者の価格を説明することが義務付けられています。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から) **変更ポイント**  
固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

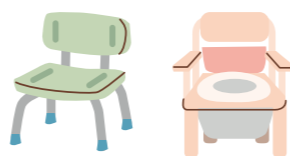
## 福祉用具を買う

### 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

申請が必要です

購入費支給の対象は、次の品目です。

- 移動用リフトのつり具の部分
  - 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
  - 自動排せつ処理装置の交換部品
  - 排せつ予測支援機器
  - 簡易浴槽
  - 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
  - 固定用スロープ
  - 歩行器(歩行車を除く)
  - 歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)
- 貸与と購入を選択できます。



年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

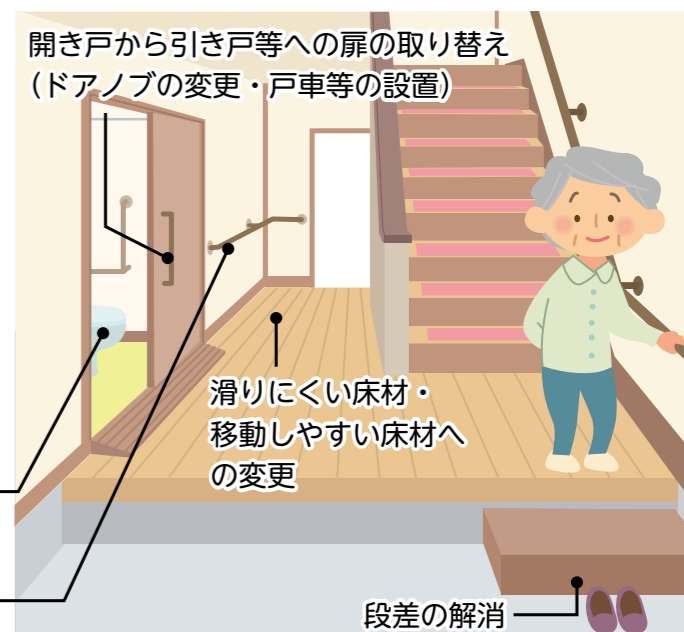
## より安全な生活が送れるように住宅を改修する

### 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

事前と事後に申請が必要です

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。(費用が20万円かかったとき、自己負担1割の場合は2万円、2割の場合は4万円、3割の場合は6万円が自己負担額です)

●ケアマネジャー・施工業者と改修内容についてよく話し合いましょう。



和式便器から洋式便器への取り替え

手すりの取り付け

開き戸から引き戸等への扉の取り替え(ドアノブの変更・戸車等の設置)

滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更

段差の解消

### ◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
  - 段差や傾斜の解消
  - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
  - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
  - 和式から洋式への便器の取り替え
  - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※新築や増改築、リフォーム等は給付の対象外です。

支給限度額 / 20万円まで(原則1回限り)  
20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

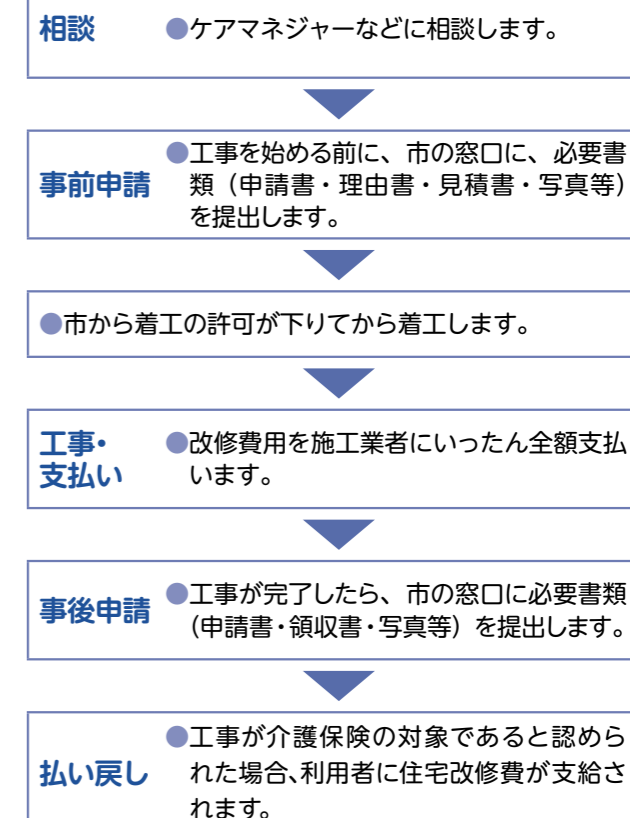
※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとりましょう。



### 手続きの流れ(事前と事後の申請が必要です)【償還払い(後から払い戻される)の場合】



# 施設サービスの種類と費用のめやす

施設サービスは、どのような介護が必要かによって下記のタイプに分かれます。このなかから入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。
- ※居室の違いは、13ページを参照してください。
- ※自己負担は1～3割です。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやす**として掲載しています。
- ※施設サービス費のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。



## 生活介護が中心の施設

### 介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 3	約24,450円	約21,960円	約21,960円
要介護 4	約26,580円	約24,060円	約24,060円
要介護 5	約28,650円	約26,130円	約26,130円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

## 介護やリハビリが中心の施設

### 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	約24,060円	約21,510円	約23,790円
要介護 2	約25,440円	約22,890円	約25,290円
要介護 3	約27,390円	約24,840円	約27,240円
要介護 4	約29,040円	約26,490円	約28,830円
要介護 5	約30,540円	約27,960円	約30,360円

## 長期療養の機能を備えた施設

### 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

※介護療養型医療施設(令和6年3月末に廃止)の転換先として、平成30年4月に創設された施設です。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	約25,500円	約21,630円	約24,990円
要介護 2	約28,800円	約24,960円	約28,290円
要介護 3	約35,970円	約32,100円	約35,460円
要介護 4	約39,000円	約35,160円	約38,490円
要介護 5	約41,760円	約37,890円	約41,250円

# 施設サービスを利用したときの費用

## 居住費・食費について

施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1～3割 + 居住費(滞在費) + 食費 + 日常生活費(理美容代など) = 自己負担

居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

	居住費(滞在費)				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
令和6年7月まで	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円
令和6年8月から	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円

( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

## 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

●給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

変更ポイント

居住費の限度額を変更。(令和6年8月から)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 <sup>*1</sup>	預貯金等の資産 <sup>*2</sup> の状況	居住費(滞在費)				食費施設	
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室		
令和6年7月まで	生活保護受給者の方等	要件なし	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	
	世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下						
	2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 [600円]
	3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 [1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 [1,300円]	

利用者負担段階	所得の状況 <sup>*1</sup>	預貯金等の資産 <sup>*2</sup> の状況	居住費(滞在費)				食費施設	
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室		
令和6年8月から	生活保護受給者の方等	要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	
	世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下						
	2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]
	3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 [1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 [1,300円]	

( )内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

\*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

# 自己負担限度額と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

## 介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

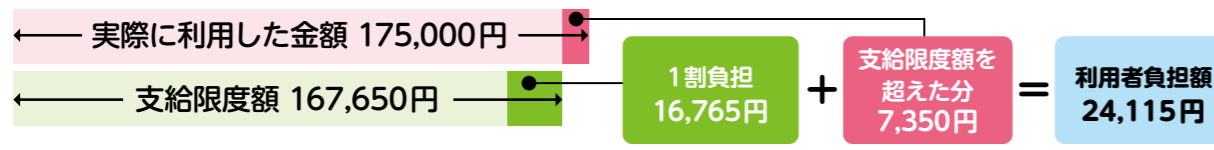
### サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

支給限度額の範囲内でサービスを利用した場合は、1～3割の自己負担となります。支給限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。



例 要介護1(1割負担)の方が、175,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額は



### 支給限度額に含まれないサービス

- ・特定福祉用具購入
- ・居宅介護住宅改修
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- ・認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

## 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

現在、社会福祉法人が運営主体となっている介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設等のサービスについては、法人が利用者負担を軽減した場合、国や地方自治体はその費用の一部を公費で補うしくみがあります。

**【対象となるサービス】** 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設サービス

**【要件】** ①市民税非課税世帯の方 ②年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ③預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと ⑥介護保険料を滞納していないこと

**【減額割合】** 減額割合は1/4程度(高齢福祉年金受給者の方は1/2程度)とします。

## 自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

## 介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

区分	限度額
基準総所得額 901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(住民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(住民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

介護サービス

介護予防サービス

地域支援事業(総合事業)

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

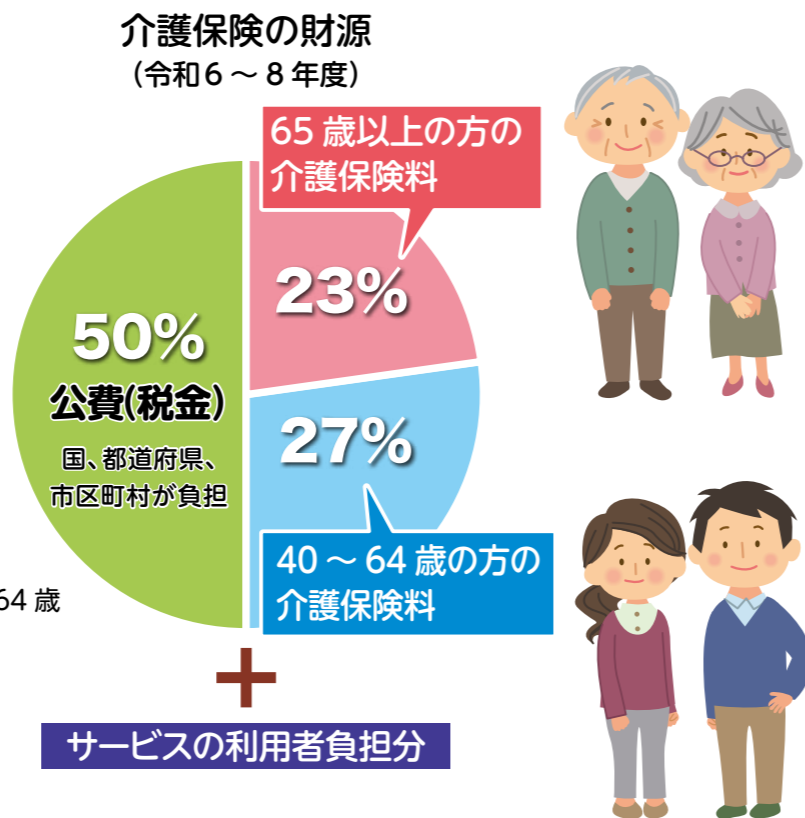
施設サービス

費用の支払い

決まり方・納め方  
介護保険料の方

# 社会全体で介護保険を支えています

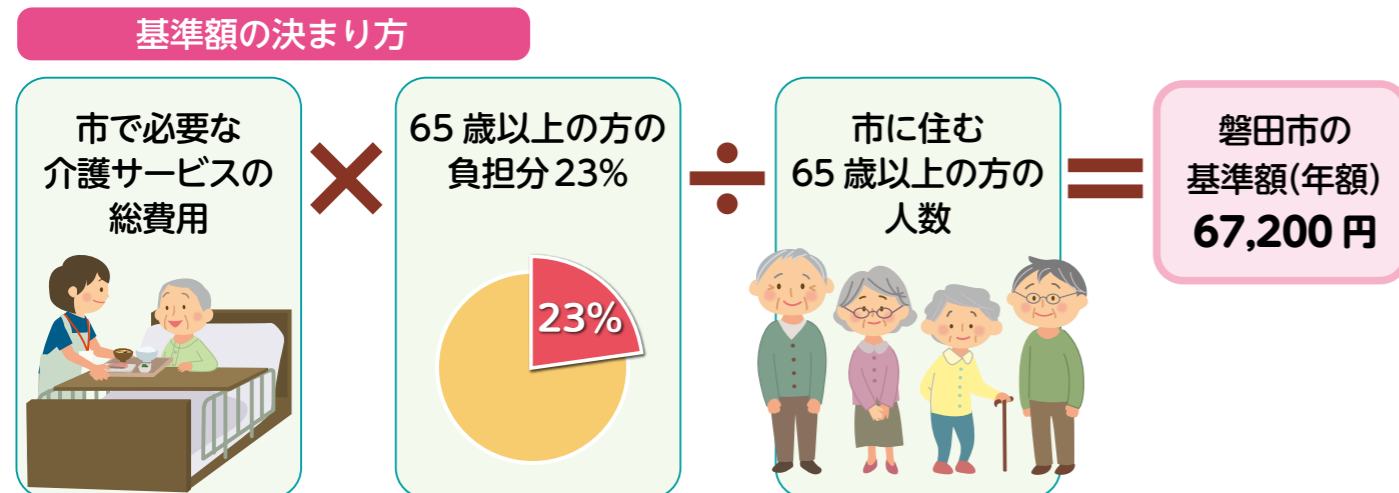
介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、40歳以上のみなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険料はきちんと納めましょう。



※介護保険料の負担割合は、65歳以上の方と40～64歳の方の人口比率をもとに決められます。

## 65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるように、本人や世帯の課税状況や前年の所得に応じて個人ごとに決まります。

磐田市の令和6～8年度の介護保険料の基準額 67,200円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、前年の所得の状況に応じて、13段階に分かれます。

### 所得段階別介護保険料

段階	年額	保険料率	対象となる方		要件	
			市民税の状況	本人		世帯員
第1段階	19,152円	基準額 <sup>※1</sup> × 0.285	非課税	非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●本人の前年の課税年金収入額 <sup>※3</sup> +公的年金以外の合計所得金額が80万円以下	
第2段階	32,592円	基準額 <sup>※1</sup> × 0.485			本人の前年の課税年金収入額+公的年金以外の合計所得金額が80万円超120万円以下	
第3段階	46,032円	基準額 <sup>※1</sup> × 0.685			本人の前年の課税年金収入額+公的年金以外の合計所得金額が120万円超	
第4段階	60,480円	基準額 × 0.90	課税	課税	本人の前年の課税年金収入額+公的年金以外の合計所得金額が80万円以下	
第5段階	67,200円	基準額			本人の前年の課税年金収入額+公的年金以外の合計所得金額が80万円超	
第6段階	80,640円	基準額 × 1.20	課税	※2	本人の前年の合計所得金額 <sup>※4</sup>	120万円未満
第7段階	87,360円	基準額 × 1.30				120万円以上210万円未満
第8段階	100,800円	基準額 × 1.50				210万円以上320万円未満
第9段階	114,240円	基準額 × 1.70				320万円以上420万円未満
第10段階	127,680円	基準額 × 1.90				420万円以上520万円未満
第11段階	141,120円	基準額 × 2.10				520万円以上620万円未満
第12段階	154,560円	基準額 × 2.30				620万円以上720万円未満
第13段階	161,280円	基準額 × 2.40				720万円以上

※1 令和元年10月から消費税が10%に引き上げられたことに伴い、公費により保険料率を軽減しています。公費軽減(第1段階0.455→0.285、第2段階0.685→0.485、第3段階0.69→0.685)

※2 第6～13段階の方は、世帯員の市民税の課税状況は介護保険料の算定に影響はありません。

※3 課税年金収入額 税法上、課税対象の収入となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入額です。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

※4 合計所得金額 収入から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した額のことです。扶養控除等の所得控除をする前の額です。長期譲渡所得および短期譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。所得段階が第1～5段階の方で給与所得がある場合は、給与所得(所得金額調整控除の適用を受けている場合は適用前の金額)から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします。

介護保険制度のしくみ  
サービス利用の手順  
介護サービス  
介護予防サービス  
地域支援事業(総合事業)  
地域密着型サービス  
福祉用具貸与・購入、住宅改修  
施設サービス  
費用の支払い  
介護保険料の決まり方・納め方

## 65歳以上の方の介護保険料の納め方

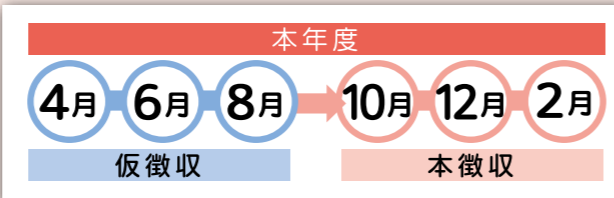
65歳以上になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から納めます。納め方は受給している年金\*の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

\*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から**【天引き】**になります  
(月額1万5千円)

- 特別徴収の対象となる方は、おおむね6カ月～1年後から介護保険料が天引きになります。
- 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。



### 特別徴収

ただし、本来年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に普通徴収で納める場合があります。

●年度途中で保険料が増額になった

→ 増額分を普通徴収(口座振替または納付書)で各自納めます。

- 年度の初め(4月1日)時点で年金を受給していない
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年度途中で保険料が減額になった
- 現況届の未提出(遅延)、年金担保などにより保険料が天引きできなくなった など

→ 原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6カ月～1年後から天引きになります。それまでは、普通徴収(口座振替または納付書)で各自納めます。

年金が年額**18万円未満**の方 → **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます  
(月額1万5千円)

- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 市から納付書が送付されますので、指定金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**【口座振替】が便利です。**

- 手続き**
- ①介護保険料の**納付書、通帳、印かん(通帳届出印)**を用意します。
  - ②指定金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。  
※申し込みから口座振替までの月は、納付書で納めることになります。

口座振替が便利ね

### 普通徴収

## 介護保険料を滞納すると？

介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

納期限を過ぎると

督促や催告が行われます。関係法令の規定により所定の調査を行い、財産が判明した場合は**滞納処分(差押等)**を行うことがあります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用は**いったん全額自己負担**します。申請により後から保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用は**いったん全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**本来1～2割の方は3割、本来3割の方は4割に引き上げ**られます。また、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費**などが受けられなくなります。

納付がむずかしい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることがむずかしい場合は、市の担当窓口にご相談しましょう。

## 40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

### 決まり方

国民健康保険に加入している方



世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。  
※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。

職場の健康保険に加入している方



標準報酬月額および標準賞与額と医療保険ごとに設定されている介護保険料率によって決まります。

### 納め方

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。

医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。

※40～64歳の被扶養者(主婦など)は個別に介護保険料を納める必要はありません。